

第3次稚内市総合計画 施策実施状況調査

02 愛情あふれるきずなの形成

05 消費生活の安定確保

01 消費者保護の推進

主要施策	施策実施状況(※1)						問題点、課題
	実施 状況	進捗率		第4 次の 方向 性	小項目の総合的評価		
		(%)	ベース		評価	評価内容	
10 消費者センターの充実 (市民生活課)	4	80%	3	1	2	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者センターでは、消費生活に関する相談を受け、助言・斡旋・情報提供などにより、その処理に当たっている。また、被害未然防止のため報道への情報提供も行っている。19年4月よりセンター長を配置して、体制の充実を図った。消費者協会への支援を行っているが、市民に見える形での成果が現れていない。 ・センターの体制が概ね整ったことから、より一層の啓発活動を行っていくが、相談員の人材・研修機会の確保が不可欠である。 ・消費者基本法に基づき、稚内市消費生活安定条例の整理が必要である。 ・消費者協会への支援として事務局の事務を行っているが、今後、協会の自立化に向け協議を行っていく必要がある。 	
20 商品や悪質商法などの各種情報の提供 (市民生活課)	4		4	1			
30 専任の相談員による消費生活相談、苦情処理体制の充実 (市民生活課)	4	100%	3	1			
40 関係団体の育成・支援 (市民生活課)	4	100%	1	1			